

## ○上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター使用細則

(令和5年3月23日細則第6号)

(趣旨)

**第1条** この細則は、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター規則（平成16年規則第27号）第12条に基づき、上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター（以下「学教センター」という。）職員以外の者の学教センターの使用に関し必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

**第2条** 学教センター職員以外の者で、学教センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人上越教育大学の役員及び職員
- (2) その他上越教育大学学校教員養成・研修高度化センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者

(使用日時)

**第3条** 学教センターを使用できる日時は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの間を除いた日の9時から17時までとする。

2 センター長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用日時を臨時に変更することができる。

(使用手続)

**第4条** 学教センターを使用しようとする者は、次の各号に定めるところにより申請し、許可を受けなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する者 原則として使用予定日の1ヶ月前までに、別記第1号様式の学校教員養成・研修高度化センター施設使用願をセンター長に提出
- (2) 第2条第2号に規定する者 国立大学法人上越教育大学不動産貸付事務取扱細則（平成16年細則第9号）に定める固定資産貸付許可申請書を学長に提出

(遵守事項)

**第5条** 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) 施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の保全に留意すること。
- (4) この細則及び使用許可の条件に違反しないこと。
- (5) その他職員等の指示事項に従うこと。

(損害賠償)

**第6条** 使用者は、故意又は過失により施設等を汚損し、損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(その他)

**第7条** この細則に定めるもののほか、この細則に関し必要な事項は、センター長が別に

定める。

**附 則**

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

学校教員養成・研修高度化センター施設使用願

年 月 日

学校教員養成・研修高度化センター長 殿

所 属

氏 名

使用日時	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時
使用目的	1 研究 2 研究会 3 その他（ ）
	具体的に（ ）
使用室名	
使用責任者等	所属 氏名 使用人員 計 人